

仙台市地域防災計画(風水害等災害対策編) 新旧対照表

旧頁	旧	新	備考																																																	
<p>風水害等災害対策編 P7 第1部 第1章 第3節 適切な避難行動を行う</p>	<p>1. 避難勧告等の発令基準と対象地域【市民・企業・地域団体等】 災害が発生する危険性のある場合、次の区分により市から避難勧告等が発令されます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #4F81BD; color: white;">情報の種類</th> <th style="background-color: #4F81BD; color: white;">避難準備・高齢者等避難開始</th> <th style="background-color: #4F81BD; color: white;">避難勧告</th> <th style="background-color: #4F81BD; color: white;">避難指示(緊急)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #D9E1F2;">概要</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害を予測して、避難の準備を呼びかけるために発令します。 お年寄りや体の不自由な方は避難を開始する目安です。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれがあるため、立退き避難や屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促すために発令します。災害状況に応じ適切に避難して下さい。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害の危険が目前に迫り、避難しなければ生命の危険が高まるような状況にある場合に発令します。 勧告よりも強く、避難のために立ち退かせる行為等を求めます。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】市の避難勧告等の基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>避難準備・高齢者等避難開始</th> <th>避難勧告</th> <th>避難指示(緊急)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="background-color: #D9E1F2;">土砂災害</td> <td style="background-color: #D9E1F2;">発令基準</td> <td>宮城県土砂災害警戒情報システムにおいて土砂災害発生の危険度が高まることが予測された場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 宮城県土砂災害警戒情報システムの5キロメッシュ内において土砂災害発生の危険度がさらに高まることが予測された場合 (※1) 前兆現象を確認した場合 (※2) </td> <td>避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #D9E1F2;">対象地域</td> <td>土砂災害危険箇所等に関する町丁目単位の地域</td> <td>※1 土砂災害危険箇所等に関する町丁目単位の地域 ※2 当該地域</td> <td>当該地域</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)	概要	<ul style="list-style-type: none"> 災害を予測して、避難の準備を呼びかけるために発令します。 お年寄りや体の不自由な方は避難を開始する目安です。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれがあるため、立退き避難や屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促すために発令します。災害状況に応じ適切に避難して下さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害の危険が目前に迫り、避難しなければ生命の危険が高まるような状況にある場合に発令します。 勧告よりも強く、避難のために立ち退かせる行為等を求めます。 			避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)	土砂災害	発令基準	宮城県土砂災害警戒情報システムにおいて土砂災害発生の危険度が高まることが予測された場合	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県土砂災害警戒情報システムの5キロメッシュ内において土砂災害発生の危険度がさらに高まることが予測された場合 (※1) 前兆現象を確認した場合 (※2) 	避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき	対象地域	土砂災害危険箇所等に関する町丁目単位の地域	※1 土砂災害危険箇所等に関する町丁目単位の地域 ※2 当該地域	当該地域	<p>1. 避難勧告等の発令基準と対象地域【市民・企業・地域団体等】 災害が発生する危険性のある場合、次の区分により市から避難勧告等が発令されます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #4F81BD; color: white;">情報の種類</th> <th style="background-color: #4F81BD; color: white;">避難準備・高齢者等避難開始</th> <th style="background-color: #4F81BD; color: white;">避難勧告</th> <th style="background-color: #4F81BD; color: white;">避難指示(緊急)</th> <th style="background-color: #4F81BD; color: white;">災害発生情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #D9E1F2;">概要</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害を予測して、避難の準備を呼びかけるために発令します。 お年寄りや体の不自由な方は避難を開始する目安です。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれがあるため、立退き避難や屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促すために発令します。災害状況に応じ適切に避難して下さい。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害の危険が目前に迫り、避難しなければ生命の危険が高まるような状況にある場合に発令します。 勧告よりも強く、避難のために立ち退かせる行為等を求めます。 </td> <td style="background-color: #D9E1F2;"> <ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を求めます。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】市の避難勧告等の基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>避難準備・高齢者等避難開始</th> <th>避難勧告</th> <th>避難指示(緊急)</th> <th>災害発生情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="background-color: #D9E1F2;">土砂災害</td> <td style="background-color: #D9E1F2;">発令基準</td> <td>宮城県土砂災害警戒情報システムにおいて土砂災害発生の危険度が高まることが予測された場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 宮城県土砂災害警戒情報システムの5キロメッシュ内において土砂災害発生の危険度がさらに高まることが予測された場合 (※1) 前兆現象を確認した場合 (※2) </td> <td>避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき</td> <td style="background-color: #D9E1F2;"> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害の発生が確認された場合 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #D9E1F2;">対象地域</td> <td>土砂災害危険箇所等に関する町丁目単位の地域</td> <td>※1 土砂災害危険箇所等に関する町丁目単位の地域 ※2 当該地域</td> <td>当該地域</td> <td style="background-color: #D9E1F2;"> <ul style="list-style-type: none"> 当該地域 </td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)	災害発生情報	概要	<ul style="list-style-type: none"> 災害を予測して、避難の準備を呼びかけるために発令します。 お年寄りや体の不自由な方は避難を開始する目安です。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれがあるため、立退き避難や屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促すために発令します。災害状況に応じ適切に避難して下さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害の危険が目前に迫り、避難しなければ生命の危険が高まるような状況にある場合に発令します。 勧告よりも強く、避難のために立ち退かせる行為等を求めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を求めます。 			避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)	災害発生情報	土砂災害	発令基準	宮城県土砂災害警戒情報システムにおいて土砂災害発生の危険度が高まることが予測された場合	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県土砂災害警戒情報システムの5キロメッシュ内において土砂災害発生の危険度がさらに高まることが予測された場合 (※1) 前兆現象を確認した場合 (※2) 	避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害の発生が確認された場合 	対象地域	土砂災害危険箇所等に関する町丁目単位の地域	※1 土砂災害危険箇所等に関する町丁目単位の地域 ※2 当該地域	当該地域	<ul style="list-style-type: none"> 当該地域 	<p>災害発生情報の追加</p> <p>災害発生情報の追加</p>
	情報の種類	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)																																																
	概要	<ul style="list-style-type: none"> 災害を予測して、避難の準備を呼びかけるために発令します。 お年寄りや体の不自由な方は避難を開始する目安です。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれがあるため、立退き避難や屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促すために発令します。災害状況に応じ適切に避難して下さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害の危険が目前に迫り、避難しなければ生命の危険が高まるような状況にある場合に発令します。 勧告よりも強く、避難のために立ち退かせる行為等を求めます。 																																																
		避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)																																																
土砂災害	発令基準	宮城県土砂災害警戒情報システムにおいて土砂災害発生の危険度が高まることが予測された場合	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県土砂災害警戒情報システムの5キロメッシュ内において土砂災害発生の危険度がさらに高まることが予測された場合 (※1) 前兆現象を確認した場合 (※2) 	避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき																																																
	対象地域	土砂災害危険箇所等に関する町丁目単位の地域	※1 土砂災害危険箇所等に関する町丁目単位の地域 ※2 当該地域	当該地域																																																
情報の種類	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)	災害発生情報																																																
概要	<ul style="list-style-type: none"> 災害を予測して、避難の準備を呼びかけるために発令します。 お年寄りや体の不自由な方は避難を開始する目安です。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれがあるため、立退き避難や屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促すために発令します。災害状況に応じ適切に避難して下さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害の危険が目前に迫り、避難しなければ生命の危険が高まるような状況にある場合に発令します。 勧告よりも強く、避難のために立ち退かせる行為等を求めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を求めます。 																																																
		避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)	災害発生情報																																															
土砂災害	発令基準	宮城県土砂災害警戒情報システムにおいて土砂災害発生の危険度が高まることが予測された場合	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県土砂災害警戒情報システムの5キロメッシュ内において土砂災害発生の危険度がさらに高まることが予測された場合 (※1) 前兆現象を確認した場合 (※2) 	避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害の発生が確認された場合 																																															
	対象地域	土砂災害危険箇所等に関する町丁目単位の地域	※1 土砂災害危険箇所等に関する町丁目単位の地域 ※2 当該地域	当該地域	<ul style="list-style-type: none"> 当該地域 																																															

	洪水	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ・基準観測所における水位が、避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫警戒情報（洪水警報）が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準観測所における水位が、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫危険情報（洪水警報）が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合 その他氾濫の発生が確認された場合 ・氾濫が発生するおそれが高まった場合 ・異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合 	○避難勧告等の発令範囲は、洪水浸水想定区域（水防法第14条）を基本とする。
		対象地域				
	防災重点ため池(※)の決壊	発令範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が設計洪水水位(※)に達した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が設計洪水水位(※)を超え、なお上昇のおそれがある場合 ・ため池の近郊において、洪水調整機能の限界を超えることが予想される降雨が発生した場合（水位計が設置されていない場合の暫定基準） 	<ul style="list-style-type: none"> ・堤体決壊のおそれがある場合 ・氾濫の発生が確認された場合 	○避難勧告等の発令範囲は、ハザードマップで示された浸水範囲を基本とする。
		対象地域				
	大雨	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ・台風等により本市内に甚大な被害が発生するおそれがある場合 	-	-	
		対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害危険箇所等に関する町丁目単位の地域 ・洪水浸水想定区域（水防法第14条） 	-	-	
	洪水	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ・基準観測所における水位が、避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫警戒情報（洪水警報）が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準観測所における水位が、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫危険情報（洪水警報）が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生するおそれが高まった場合 ・異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合 	○避難勧告等の発令範囲は、洪水浸水想定区域（水防法第14条）を基本とする。
		対象地域				
	防災重点ため池(※)の決壊	発令範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が設計洪水水位(※)に達した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が設計洪水水位(※)を超え、なお上昇のおそれがある場合 ・ため池の近郊において、洪水調整機能の限界を超えることが予想される降雨が発生した場合（水位計が設置されていない場合の暫定基準） 	<ul style="list-style-type: none"> ・堤体決壊のおそれがある場合 ・<u>氾濫の発生が確認された場合</u> 	○避難勧告等の発令範囲は、ハザードマップで示された浸水範囲を基本とする。
		対象地域				
	大雨	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ・台風等により本市内に甚大な被害が発生するおそれがある場合 	-	-	
		対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害危険箇所等に関する町丁目単位の地域 ・洪水浸水想定区域（水防法第14条） 	-	-	

		その他	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム管理者より、異常洪水時防災操作等を行う可能性に関する通知を受けた場合 ・予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、気象情報等を総合的に勘案し、災害時要援護者等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム管理者より、異常洪水時防災操作等を行う事前通知を受けた場合 ・次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ①大雨、洪水、暴風、大雪、高潮等警報 ②地下空間の浸水又は高潮による浸水 ③有毒物の流出又は危険物の爆発 ④大規模延焼火災 ⑤その他自然災害又は大規模な事故災害等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム管理者より、異常洪水時防災操作開始等の通知を受けた場合 ・避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ・その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき 						
			対象地域	当該地域	当該地域	当該地域						
<p>※避難準備・高齢者等避難開始： 避難勧告又は指示（緊急）に基づく避難の実施行動を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関による避難場所・誘導路及び誘導要領の確認・調整、避難所の開設、避難者の受け入れ準備並びに居住者等の物心両面にわたる準備を整え、避難行動に時間を要する者については、避難行動を開始すべき段階にあることを知らせる情報をいう。</p> <p>※避難勧告：避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促す行為である。</p> <p>※避難指示（緊急）： 被害の発生する危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為又は屋内での待避等の安全確保措置をとらせる行為である。</p> <p>※防災重点ため池： 下流に住宅や公共施設があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れがあるため池。市内における防災重点ため池の指定の状況については、第2章第34節農林水産業対策計画を参照。 (資料〇-〇「防災重点ため池ハザードマップ」参照)</p> <p>※設計洪水位：各ため池の洪水調整機能の限界を超えることとなる水位。 ※具体的な基準については、別途定める。</p>												
		その他	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム管理者より、異常洪水時防災操作等を行う可能性に関する通知を受けた場合 ・予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、気象情報等を総合的に勘案し、災害時要援護者等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム管理者より、異常洪水時防災操作等を行う事前通知を受けた場合 ・次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ①大雨、洪水、暴風、大雪、高潮等警報 ②地下空間の浸水又は高潮による浸水 ③有毒物の流出又は危険物の爆発 ④大規模延焼火災 ⑤その他自然災害又は大規模な事故災害等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム管理者より、異常洪水時防災操作開始等の通知を受けた場合 ・避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ・その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき 						
			対象地域	当該地域	当該地域	当該地域						
<p>※避難準備・高齢者等避難開始： 避難勧告又は指示（緊急）に基づく避難の実施行動を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関による避難場所・誘導路及び誘導要領の確認・調整、避難所の開設、避難者の受け入れ準備並びに居住者等の物心両面にわたる準備を整え、避難行動に時間を要する者については、避難行動を開始すべき段階にあることを知らせる情報をいう。</p> <p>※避難勧告：避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促す行為である。</p> <p>※避難指示（緊急）： 被害の発生する危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為又は屋内での待避等の安全確保措置をとらせる行為である。</p> <p>※災害発生情報： <u>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を促す行為である。</u></p> <p>※防災重点ため池： 下流に住宅や公共施設があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れがあるため池。市内における防災重点ため池の指定の状況については、第2章第34節農林水産業対策計画を参照。 (資料〇-〇「防災重点ため池ハザードマップ」参照)</p> <p>※設計洪水位：各ため池の洪水調整機能の限界を超えることとなる水位。 ※具体的な基準については、別途定める。</p>												
											災害発生情報の追加	

2. 避難勧告等の実施 [災対本部事務局、都市整備部、消防部、区本部]
(1) 避難勧告等の区分及び発令基準
災害対策基本法第60条に基づく避難勧告等の発令は、次の区分により実施する。

		避難準備・ 高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
土砂災害	発令基準	宮城県土砂災害警戒情報システムにおいて土砂災害発生の危険度が高まることが予測された場合	・宮城県土砂災害警戒情報システムの5キロメッシュ内において土砂災害発生の危険度がさらに高まることが予測された場合 (※1) ・前兆現象を確認した場合(※2)	避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき
	対象地域	土砂災害危険箇所等に関する町丁目単位の地域	※1 土砂災害危険箇所等に関する町丁目単位の地域 ※2 当該地域	当該地域
洪水	発令基準	・基準観測所における水位が、避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫警戒情報（洪水警報）が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合	・基準観測所における水位が、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫危険情報（洪水警報）が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合	・ 氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合 その他氾濫の発生が確認された場合 ・氾濫が発生するおそれが高まった場合 ・異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合
	対象地域	○避難勧告等の発令範囲は、洪水浸水想定区域（水防法第14条）を基本とする。		

2. 避難勧告等の実施 [災対本部事務局、都市整備部、消防部、区本部]
(1) 避難勧告等の区分及び発令基準
災害対策基本法第60条に基づく避難勧告等の発令は、次の区分により実施する。

		避難準備・ 高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）	災害発生情報
土砂災害	発令基準	宮城県土砂災害警戒情報システムにおいて土砂災害発生の危険度が高まることが予測された場合	・宮城県土砂災害警戒情報システムの5キロメッシュ内において土砂災害発生の危険度がさらに高まることが予測された場合 (※1) ・前兆現象を確認した場合(※2)	避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき	土砂災害の発生が確認された場合
	対象地域	土砂災害危険箇所等に関する町丁目単位の地域	※1 土砂災害危険箇所等に関する町丁目単位の地域 ※2 当該地域	当該地域	当該地域
洪水	発令基準	・基準観測所における水位が、避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫警戒情報（洪水警報）が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合	・基準観測所における水位が、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫危険情報（洪水警報）が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合	・氾濫が発生するおそれが高まった場合 ・異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合	・ 氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合 その他氾濫の発生が確認された場合
	対象地域	○避難勧告等の発令範囲は、洪水浸水想定区域（水防法第14条）を基本とする。			

災害発生情報の追加

	防災重点ため池(※)の決壊	発令範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が設計洪水水位(※)に達した場合 ・水位が設計洪水水位(※)を超え、なお上昇のおそれがある場合 ・ため池の近郊において、洪水調整機能の限界を超えることが予想される降雨が発生した場合（水位計が設置されていない場合の暫定基準） 	<ul style="list-style-type: none"> ・堤体決壊のおそれがある場合 →氾濫の発生が確認された場合 		防災重点ため池(※)の決壊	発令範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が設計洪水水位(※)に達した場合 ・水位が設計洪水水位(※)を超え、なお上昇のおそれがある場合 ・ため池の近郊において、洪水調整機能の限界を超えることが予想される降雨が発生した場合（水位計が設置されていない場合の暫定基準） 	<ul style="list-style-type: none"> ・堤体決壊のおそれがある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫の発生が確認された場合 	
		対象地域	○避難勧告等の発令範囲は、ハザードマップで示された浸水範囲を基本とする。								
	大雨	発令基準	・台風等により本市内に甚大な被害が発生するおそれがある場合	-	-		大雨	発令基準	・台風等により本市内に甚大な被害が発生するおそれがある場合	-	-
		対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害危険箇所等に関する町丁目単位の地域 ・洪水浸水想定区域(水防法第14条) 	-	-			対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害危険箇所等に関する町丁目単位の地域 ・洪水浸水想定区域(水防法第14条) 	-	-

その他	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ダム管理者より、異常洪水時防災操作等を行う可能性に関する通知を受けた場合 予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、気象情報等を総合的に勘案し、災害時要援護者等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ダム管理者より、異常洪水時防災操作等を行う事前通知を受けた場合 次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ①大雨、洪水、暴風、大雪、高潮等警報 ②地下空間の浸水又は高潮による浸水 ③有毒物の流出又は危険物の爆発 ④大規模延焼火災 ⑤その他自然災害又は大規模な事故災害等 	<ul style="list-style-type: none"> ダム管理者より、異常洪水時防災操作開始等の通知を受けた場合 避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき 	当該地域	当該地域	当該地域
	対象地域	当該地域	当該地域	当該地域			

※避難準備・高齢者等避難開始：
 避難勧告又は指示（緊急）に基づく避難の実施行動を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関による避難場所・誘導路及び誘導要領の確認・調整、避難所の開設、避難者の受け入れ準備並びに居住者等の物心両面にわたる準備を整え、避難行動に時間を要する者については、避難行動を開始すべき段階にあることを知らせる情報をいう。

※避難勧告：避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促す行為である。

※避難指示（緊急）：
 被害の発生の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為又は屋内での待避等の安全確保措置をとらせる行為である。

※防災重点ため池：
 下流に住宅や公共施設があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れがあるため池。市内における防災重点ため池の指定の状況については、第2章第34節農林水産業対策計画を参照。
 （資料〇-〇「防災重点ため池ハザードマップ」参照）

※設計洪水位：各ため池の洪水調整機能の限界を超えることとなる水位。
 ※具体的な基準については、別途定める。

その他	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ダム管理者より、異常洪水時防災操作等を行う可能性に関する通知を受けた場合 予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、気象情報等を総合的に勘案し、災害時要援護者等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ダム管理者より、異常洪水時防災操作等を行う事前通知を受けた場合 次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ①大雨、洪水、暴風、大雪、高潮等警報 ②地下空間の浸水又は高潮による浸水 ③有毒物の流出又は危険物の爆発 ④大規模延焼火災 ⑤その他自然災害又は大規模な事故災害等 	<ul style="list-style-type: none"> ダム管理者より、異常洪水時防災操作開始等の通知を受けた場合 避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき 	当該地域	当該地域	当該地域	<ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を要すると認めるとき
	対象地域	当該地域	当該地域	当該地域			当該地域	

※避難準備・高齢者等避難開始：
 避難勧告又は指示（緊急）に基づく避難の実施行動を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関による避難場所・誘導路及び誘導要領の確認・調整、避難所の開設、避難者の受け入れ準備並びに居住者等の物心両面にわたる準備を整え、避難行動に時間を要する者については、避難行動を開始すべき段階にあることを知らせる情報をいう。

※避難勧告：避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促す行為である。

※避難指示（緊急）：
 被害の発生の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為又は屋内での待避等の安全確保措置をとらせる行為である。

※災害発生情報：
既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を促す行為である。

※防災重点ため池：
 下流に住宅や公共施設があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れがあるため池。市内における防災重点ため池の指定の状況については、第2章第34節農林水産業対策計画を参照。
 （資料〇-〇「防災重点ため池ハザードマップ」参照）

※設計洪水位：各ため池の洪水調整機能の限界を超えることとなる水位。
 ※具体的な基準については、別途定める。

	<p>(2) 略</p> <p>(3) 避難勧告等の伝達 市長が避難勧告等を発令したとき、又は知事、警察官、海上保安官若しくは自衛官が避難勧告等を発令した通知を受けたときは、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、避難対象区域内の居住者等へ避難勧告等の内容を迅速かつ的確に伝達して周知を図る。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 避難勧告又は指示（緊急）発令時の伝達手段</p> <p>① 報道機関との連携 テレビのデータ放送などにより避難勧告又は指示（緊急）を幅広く市民に伝達するため、災害情報共有システム（Lアラート）を通じ各報道機関等に情報提供するとともに、必要に応じ、「災害時における放送要請（協力）に関する協定」に基づき、報道機関に対し、ラジオ・テレビ等による避難対象区域、発令日時等及び避難先等の放送の要請を行う。 (資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)</p> <p>② 緊急速報メール 災対本部事務局は、通信事業者が提供する「緊急速報メール」を用いて、避難勧告又は指示（緊急）の情報配信を行う。</p> <p>③ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS（ツイッター）等及び市ホームページ 災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」「SNS（ツイッター）」等により避難勧告又は指示（緊急）の情報配信を行うとともに、市ホームページ及び「避難情報ウェブサイト」により情報提供を行う。</p> <p>④ ヘリコプター、消防車両（消防部）及び広報車（区本部等）による巡回広報 消防車両、及び区役所・警察署の広報車両による関係地区の巡回による伝達を行うほか、災害が大規模で広範囲な場合又は道路の遮断等陸上交通が困難な場合は、必要に応じヘリコプター又は船艇の活用による伝達を行う。</p> <p>⑤ 地域団体との連携 区本部は、避難所担当課を通じて、町内会をはじめとする地域団体の会長等に電話連絡を行い、可能な範囲内で対象区域内の居住者への伝達に努めるよう協力を要請する。</p> <p>⑥ 個別巡回等 必要により、上記の伝達方法と併せ、安全を確保の上、市職員、消防吏員、消防団員、警察官及び自主防災組織等により関係地区を巡回し、携帯メガホン等を利用して口頭伝達を行うほか、必要がある場合には、各家庭を個別に訪問して伝達の周知を図る。その際、高齢者及び障害者等の災害時要援護者宅等に確実に伝達するよう努める。</p> <p>⑦ 要配慮者利用施設等への F A X 一斉送信 浸水想定区域内における水害、又は土砂災害の場合、災害対策本部事務局は当該区域内の要配慮者利用施設等に対し、F A X の一斉送信による情報の伝達を行う。 (資料 6-2「水防法第 15 条第 1 項第 4 号の施設の一覧」参照) (資料 6-3「土砂災害防止法第 8 条第 1 項第 4 号の施設の一覧」参照)</p> <p>ウ 伝達の内容</p> <p>① 避難勧告等の発令者</p> <p>② 発令の理由及び発令日時</p>	<p>(2) 略</p> <p>(3) 避難勧告等の伝達 市長が避難勧告等を発令したとき、又は知事、警察官、海上保安官若しくは自衛官が避難勧告等を発令した通知を受けたときは、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、避難対象区域内の居住者等へ避難勧告等の内容を迅速かつ的確に伝達して周知を図る。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報発令時の伝達手段</p> <p>① 報道機関との連携 テレビのデータ放送などにより避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報を幅広く市民に伝達するため、災害情報共有システム（Lアラート）を通じ各報道機関等に情報提供するとともに、必要に応じ、「災害時における放送要請（協力）に関する協定」に基づき、報道機関に対し、ラジオ・テレビ等による避難対象区域、発令日時等及び避難先等の放送の要請を行う。 (資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)</p> <p>② 緊急速報メール 災対本部事務局は、通信事業者が提供する「緊急速報メール」を用いて、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報の情報配信を行う。</p> <p>③ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS（ツイッター）等及び市ホームページ 災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」「SNS（ツイッター）」等により避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報の情報配信を行うとともに、市ホームページ及び「避難情報ウェブサイト」により情報提供を行う。</p> <p>④ ヘリコプター、消防車両（消防部）及び広報車（区本部等）による巡回広報 消防車両、及び区役所・警察署の広報車両による関係地区の巡回による伝達を行うほか、災害が大規模で広範囲な場合又は道路の遮断等陸上交通が困難な場合は、必要に応じヘリコプター又は船艇の活用による伝達を行う。</p> <p>⑤ 地域団体との連携 区本部は、避難所担当課を通じて、町内会をはじめとする地域団体の会長等に電話連絡を行い、可能な範囲内で対象区域内の居住者への伝達に努めるよう協力を要請する。</p> <p>⑥ 個別巡回等 必要により、上記の伝達方法と併せ、安全を確保の上、市職員、消防吏員、消防団員、警察官及び自主防災組織等により関係地区を巡回し、携帯メガホン等を利用して口頭伝達を行うほか、必要がある場合には、各家庭を個別に訪問して伝達の周知を図る。その際、高齢者及び障害者等の災害時要援護者宅等に確実に伝達するよう努める。</p> <p>⑦ 要配慮者利用施設等への F A X 一斉送信 浸水想定区域内における水害、又は土砂災害の場合、災害対策本部事務局は当該区域内の要配慮者利用施設等に対し、F A X の一斉送信による情報の伝達を行う。 (資料 6-2「水防法第 15 条第 1 項第 4 号の施設の一覧」参照) (資料 6-3「土砂災害防止法第 8 条第 1 項第 4 号の施設の一覧」参照)</p> <p>ウ 伝達の内容</p> <p>① 避難勧告等の発令者</p> <p>② 発令の理由及び発令日時</p> <p>③ 警戒レベル(※)</p>	<p>表現の修正 及び 災害発生情報の追加</p> <p>警戒レベルの追加</p>
--	--	--	---

<p>③ 避難対象区域 ④ 避難先（名称・所在地） ⑤ 避難経路（必要に応じ） ⑥ その他必要な事項</p> <p>(4) 避難勧告等の解除 市長は、災害による危険が去ったと認めるときは、避難勧告等を解除する。解除の伝達は、「(3) 避難勧告等の伝達」を準用する。 また、避難勧告 又は 指示（緊急）を解除したときは、避難している居住者等に対し、直ちにその旨を公示する。</p> <p>(5) 略</p> <p>3. ～5. 略</p>	<p>④ 避難対象区域 ⑤ 避難先（名称・所在地） ⑥ 避難経路（必要に応じ） ⑦ その他必要な事項 ※警戒レベルと避難勧告等の関係は次のとおり</p> <table border="1" data-bbox="1581 466 2193 687"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>避難勧告等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル5</td> <td>災害発生情報</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒レベル4</td> <td>避難指示(緊急)</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3</td> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 避難勧告等の解除 市長は、災害による危険が去ったと認めるときは、避難勧告等を解除する。解除の伝達は、「(3) 避難勧告等の伝達」を準用する。 また、避難勧告、<u>避難指示</u>（緊急）、<u>災害発生情報</u>を解除したときは、避難している居住者等に対し、直ちにその旨を公示する。</p> <p>(5) 略</p> <p>3. ～5. 略</p>	警戒レベル	避難勧告等	警戒レベル5	災害発生情報	警戒レベル4	避難指示(緊急)	避難勧告	警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	<p>表現の修正 及び 災害発生情報の追加</p>
警戒レベル	避難勧告等										
警戒レベル5	災害発生情報										
警戒レベル4	避難指示(緊急)										
	避難勧告										
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始										